

課外活動団体 御中

神奈川大学  
学生生活支援部

**【重要】公認団体における夏季休業期間中の活動再開条件の見直しについて（お知らせ）**

標記については、7月9日付でお知らせしました通り、夏季休業期間中には授業が行われないことから、活動再開条件を満たす公認団体（準公認団体も含む）の学内施設の利用を認めることとしておりました。しかしながら、その後、本学の課外活動団体において大規模なクラスターが発生したこと、また7月22日から神奈川県下に独自の緊急事態宣言が発出される状況に鑑み、同宣言が解除されるまでの間は、活動再開の条件を見直し、下記の条件を満たしている団体のみ学内施設の利用を認めることに変更いたしましたので、改めてお知らせいたします。

活動の再開を希望する団体は、所属キャンパスの学生課にご相談ください。書類を提出いただいた後、学生課並びに保健管理センターにおいて書類の確認を行うため、活動再開の許可が下りるまで2週間程度時間を要することをご承知おきください。

なお、今回の措置は、神奈川独自の緊急事態宣言が解除される予定の8月22日(日)までとなります。解除後の活動については、改めてご連絡をいたします。

記

● 対象期間

～8月22日(日)まで

● 対象団体

全ての公認団体（準公認団体も含む）

※重点強化部については、アスレティックデパートメント(旧スポーツセンター)の指示に従ってください。

● **活動再開条件**

1. 公式戦等が直近に予定され活動再開の必要性があり、活動再開の必要性が高いと判断された場合
2. 常に課外活動団体の指導者の管理のもとで活動ができる場合
3. 各キャンパス学生課に『(課外活動団体)活動申請書』及び『活動計画書』を提出し、感染予防・感染拡大防止策を十分に講じることができると判断され、活動許可を受けた場合
4. 感染拡大防止に最大限配慮し、大学が定める注意事項を遵守できる場合

● 利用可能な学内施設

各キャンパスの講堂及び課外活動施設（グラウンド、テニスコート、体育館等）

※横浜キャンパス 22号館地下リハーサル室については、換気が不十分なため利用を認めない

※部室については、荷物搬出以外の目的での入室は認めない

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

横浜キャンパス : [kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp)

湘南ひらつかキャンパス : [kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp)

みなとみらいキャンパス : [kagai-mmc@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kagai-mmc@kanagawa-u.ac.jp)